

令和元年度第六回（九月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和元年度諫早市農業委員会 第6回総会議事録

1 開催日時 令和元年9月27日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時20分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (20人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 末永 進 8番 菅原篤博 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治

13番 増山太大 14番 横田親紀 15番 澤久 進

16番 西尾正信 17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (0人)

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件

第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農業用施設届出書受理の件

第5号 農地改良等届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和元年度 諫早市農業委員会 第6回総会」を開会いたします。
 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
 農業委員会の在任委員20名中、20名全員の出席で定足数に達していますので、
 総会が成立していることをご報告いたします。
 以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規
 定の議事録署名人を定めたいと存じます。

 私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に4番・久本純造委員、11
 番・西村ふじ子委員のご両人をお願いいたします。

 それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の
 許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

(議案第1号) また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。
 それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見
 聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」
 について説明します。今月は1件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございま
 す。これは軽微な変更によるもので、諫早市長から農業委員会へ意見を求められた
 ものでございます。

 1番、中央干拓の畑1筆58, 319㎡のうち2, 175㎡を堆肥置場及び農業
 用倉庫を整備するために、農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変
 更する申出です。申請地ですが、農地所有適格法人が平成25年8月から長崎県農
 業振興公社から賃借しており、その一部に育苗用のビニールハウスを設置しまし
 たが、上手くいかずに農機具の保管所として利用しており、また、コンテナ物置を譲
 り受けたので申請地に設置いたしました。堆肥置場については、それまでは野積に
 していましたが、地盤が軟弱で堆肥の搬入出用機械が練りこみ、横転事故を起こし
 たこともあり、本年5月に急遽コンクリート舗装を行ったとのことでした。よって、
 今回、用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出となっております。

 また、許可を得ず施設を設置したということで顛末書が提出されております。

 なお、農地法の用途変更手続完了後は、農地法第5条の農地転用許可申請書が提
 出される予定となっております。

議案第1号については、以上となっております。

議長 　　ただいま、説明がありました。1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 　　ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 　　ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」とすることに決定いたします。

(議案第2号) 　次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 　　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、平山町の農地2筆、2, 239㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は10, 157㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また、農業に15年間従事され、借人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
2番、小野地区、小野島町の農地8筆、13, 832.34㎡について、農地の贈与を受け、農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は24, 405.34㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありま

すので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
3番、有喜地区、天神町の農地2筆、1, 386㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7, 862㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありま

すので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
4番、有喜地区、天神町及び飯盛地区、飯盛町上原の農地8筆、5, 160㎡について、農地の贈与を受け、農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は8, 104㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。田植機や耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に26年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分でありま

すので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
5番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、2, 430㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9, 791㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請

地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1, 174㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15, 129㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に25年間従事され、譲受人宅から申請地までは約300mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1, 196㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は13, 874㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に36年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約8分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番と9番は譲受人が同一で関連がありますので併せて説明します。

8番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1, 422㎡、

9番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、228㎡、計2筆1, 650㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は70, 496㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地2筆、1, 579㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は10, 593㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に60年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、3, 177㎡を農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は36, 378㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の現地を確認してきましたので補足説明をいたします。権利取得後は、権利を設定する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力す

る。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしく願います。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
長 次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の現地を確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地において水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしく願います。

議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
長 次に、3番と4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。3番の現地を確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

4番の現地を確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしく願います。

議 長 3番と4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番と6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番、6番について、委員補足説明を致します。

5番の現地を確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

6番の現地を確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、たまねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 5番と6番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番の現地を確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 7番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番から11番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。8番と9番の現地を確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、サツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

10番の現地を確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼ

す影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

11番の現地を確認してきました。権利取得後は、権利を設定した農地において年間を通し、たまねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 8番から11番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、8番から11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番から11番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、長田町の畑1筆307㎡の農地について、自己住宅1棟を建築する申請となります。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については申請地が水道・下水道の2管が通る道路に接しており、500m以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地に該当します。建物は木造平屋建で、雨水については水路へ放流し、汚水は公共下水道へ接続します。隣接する農地はありません。資金については残高証明書で確認しております。また、都市計画法第43条第1項による開発許可申請中でございます。

2番、森山町田尻の田及び畑計2筆243㎡について、農業用施設及び駐車場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当すると思われ。被害防除計画についてですが、現状の土地に砕石を敷き転圧し、被害の発生を防ぎます。雨水は自然流下で水路へ放流されます。隣接農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しております。

3番、森山町上井牟田の畑1筆308㎡について、住宅用地に転用する申請で、追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、一団の農地が10ヘクタール以上広がる第1種農地と判断されますが、集落に接続するため不許可の例外に該当しております。建物は木造平屋建で平成3年頃に建築され、現在は貸家として利用されております。雨水は自然流下で水路へ放流し、汚水については公共下水道へ接続しております。隣接する農地はありません。畑を無断で転用していたということで顛末書も提出されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

- 議案第3号の説明については、以上となっております。
- 議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 委員補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、2番と3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 委員補足説明を致します。2番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 議長 3番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 2番と3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。
- (議案第4号) 事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件」を説明します。
- 議長 1番、多良見町中里の田3筆、計1,959㎡の農地に特定建築条件付売買予定地として住宅6棟を建築するという転用目的で、令和元年5月29日付で許可を受けた件につきまして、許可後、申請地に変更が生じたため今回許可処分の取消願が提出されております。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 議案第4号の説明がありましたが、1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は、願出どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長
議 長
(議案第5号)
事 務 局

ご異議がないようですので、1番は、願出どおり許可することに決定いたします。
次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、仲沖町の田1筆3,220㎡の農地について、隣接地で運営している認定こども園及び学童保育所の園庭及び駐車場用地とする転用申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地の被害防除計画についてですが、最高0.37m程の盛土を行い、駐車場については砂利敷きにします。また、周囲への土留め工事を行うことで被害を防ぎます。雨水については自然流下及び水路へ放流され、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

2番、福田町の畑8筆3,409㎡の農地について、山林及び原野と併せた計6,399㎡を福祉施設及び駐車場用地とする転用申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地の被害防除計画についてですが、盛土を最高2.7m、切土を最高5.0mを実施し、隣接する農地との間には土砂や雨水の流出を防ぐため、擁壁及び側溝を設けます。雨水については側溝へ放流し、汚水等については合併浄化槽を經由し河川へ放流されます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。また、都市計画法第29条第1項に規定による開発許可申請中でございます。

3番、目代町の畑1筆366㎡について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は贈与。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造平屋建、雨水は道路側溝へ放流し、汚水については公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に規定による開発許可申請中でございます。

4番、早見町の畑1筆1,164㎡に農業用倉庫及び農業用資材置場とする転用申請で、農業用倉庫については追認とする申請です。契約内容は贈与。区域区分はその他の区域、農振農用地です。農地の立地基準については農用地に該当しておりますが、農業用施設の設置のため、不許可の例外に該当しております。雨水は自然流下で、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。農業用倉庫については平成27年頃に建設済で、無断で倉庫を建設したということで、顛末書も提出済でございます。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

5番、早見町の畑2筆651㎡に自己住宅1棟の建築及び通路用地とする転用申請で、通路用地については追認とする申請です。契約内容は使用貸借権設定(永年)、区域区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を經由し道路側溝へ放流、隣接する農地はありません。通路については平成4年頃に建設済でございます。畑を無断で転用していたということで顛末書も提出済でございます。資金については融資証明で確認しております。

6番、森山町杉谷の畑2筆1, 830㎡を特定建築条件付売買予定地とする申請で区域区分はその他区域、農振白地です。農地の立地基準については一団の農地が10ha以上広がる第1種農地に該当しておりますが、集落に接続する住宅のため、不許可の例外に該当しております。建物は木造二階建の8棟、雨水については道路側溝を通じて水路へ放流し、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。なお、本件については面積が1,000㎡を超える開発行為のため、諫早市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届が提出されております。

7番、飯盛町佐田の畑1筆364㎡について、居宅1棟建築する転用申請です。契約内容は使用貸借権設定(30年)。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は軽量鉄骨平屋建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

8番、飯盛町平古場の田1筆1,948㎡について、資材置場及び駐車場用地に転用する申請です。契約内容は賃借権設定(永年)。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水については自然流下及び水路へ放流し、隣接する農地はありません。資金については通帳の写しで確認しています。

9番、小長井町牧の畑1筆577㎡について、ドッグランに転用する申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水は自然流下及び道路側溝へ放流されます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

議案第5号については以上となっております。

議 長 議案第5号の説明がありましたので、1番から3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番から3番まで担当地区の推進委員と現地調査を行いましたので補足説明を致します。

1番、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

2番、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

3番、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議をお願いします。

議 長 1番から3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番と5番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番と5番について、担当地区の推進委員と現地調査を行いましたので委員補足説明を致します。

4番の農地について、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

5番の農地について、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 4番と5番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番の補足説明を致します。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

委 員 申請人は特定建築条件付売買予定地として今回で2回目の申請ですよね。

事 務 局 この件について、事務局より補足説明をいたします。申請は今回で2回目となります。前回は5月29日付けで栄田町の分で許可がっております。この件がまだ完成していない状況での申請で、2つの場所で同時に事業を実施することになるため、事務の取扱いについて九州農政局に確認をしたところ、前回の許可分が計画どおり進捗していれば、今回の申請は受付をしても構わないとの回答をいただいております。前回の申請分については、3か月経過しているということで進捗状況の報告がっており、重機が入り、擁壁の建設に着工しています。計画では12月に造成を終わらせたいとのことでしたが、雨の影響で少し遅れる可能性があるとのことでした。全体の工期に影響はないとのことでしたので、今回、許可申請を受け付けたところですよ。

委 員 家を建てるのは何月までに建てないといけないのか。

事 務 局 工期は令和2年12月30日となっています。この日までに全宅地に建てる必要があります。申請者からは逐次、報告を受けたいと考えております。

議 長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、7番と8番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 7番の農地について、補足説明をします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
 8番の農地について、補足説明をします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。
 委 員 7番については、親子間の使用貸借ですよね。こういう場合も申請は必要になるのですか。

事 務 局 土地は親の名義のまま、建物は子が建てます。転用者が土地所有者ではありませんので親子間であっても5条の申請が必要になります。

議 長 7番と8番について、ほかにご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 委員補足説明を致します。
 9番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。
 委 員 転用目的のドッグランは、あまり聞きなれないがどういうものですか。
 事 務 局 犬用の運動場をイメージしてもらえればと思います。
 委 員 申請者の住所が県外ですが、申請地に犬を連れてたまに来て遊ばせるのか。
 事 務 局 申請者は本年で退職し、申請地に隣接する宅地もあわせて購入し、夫婦で引っ越してきます。

議 長 9番について、ほかにご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議
(議案第6号) の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」
についてご説明いたします。

1番は平成30年9月10日付、許可番号30諫農委第456-1号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。本件は本明町の田3筆3,772㎡の農地を新幹線工事用事務所及びトンネル仮設ヤードとする一時転用の申請で、工期を平成24年7月1日から令和元年10月31日までとしておりましたが、新幹線工事の工期変更により、利用期間を令和2年12月31日まで延長する期間変更の申請となります。これに伴いまして、土地所有者との土地の借地期間も変更となり、平成30年12月1日から令和2年3月31日までとしておりましたが、令和2年12月31日まで変更されております。工期及び借地期間の延長のほかに変更はありません。以上です。

議 長 議案第6号の説明がありました。1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第7号) といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明
いたします。

1番、小江干拓地区、小江干拓の農地2筆、21,521㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年6か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、レタス、スイートコーン等の生産を主体に経営されています。

2番から10番までは、借人が同一の案件です。

2番、有喜地区、早見町の農地2筆、952㎡、

3番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,175㎡、

4番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,297㎡、

5番、有喜地区、早見町の農地2筆、3,879㎡、飯盛地区、飯盛町後田の農地11筆、10,642㎡、飯盛町上原の農地1筆、2,908㎡、計15筆17,429㎡、

6番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、421㎡、

7番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,978㎡、

8番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,134㎡、

9番、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、5,863㎡、

10番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、2,411㎡、

計27筆32, 660㎡を農業後継者として農地を借り受けるため、賃貸借20年及び使用貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

11番、長田地区、大場町の農地1筆、1,441㎡を、新規就農を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

12番と13番は借人が同一の案件です。

12番、長田地区、高天町の農地1筆1,053㎡、

13番、長田地区、高天町の農地1筆367㎡、

計2筆1,420㎡を、新規就農を行うため、賃貸借3年及び賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人はミニトマトの生産を主体に経営されています。

14番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、2,191㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されています。

以上、1番～14番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 議案第7号の説明がありました。1番から14番について、何かご質問はありませんか。

委 員 認定新規就農者の2人は、ビニールハウスを借りるのか。

事 務 局 一人は借りて、もう一人は購入されます。

委 員 購入する者は補助事業で建てるのか。

委 員 現地を確認してきたのですが、そこは既存のハウスがあって、これまでトマトを栽培されていたのですが体調を崩したため、今回の申出人がその既存のハウスを購入してミニトマトを栽培する予定です。

議 長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から14番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から14番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第7,8号) 続きまして、関連がありますので、議案第7号の15番から47番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号の15番から47番、議案第8号の1番から26番について説明します。

議案第7号の15番、小野地区、小野島町、川内町の農地3筆、7,491㎡、

議案第7号の16番、小野地区、小野島町の農地1筆2, 476㎡、計9, 967㎡を議案第8号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の17番、小野地区、小野島町の農地2筆、3, 014㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の18番、小野地区、川内町の農地1筆、2, 001㎡を、議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と繋がります。

議案第7号の19番、小野地区、小野島町、川内町、長田地区、長田町の農地5筆、7, 380㎡を、議案第8号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と繋がります。

議案第7号の20番、長田地区、中田町の農地1筆、2, 635㎡を、議案第8号の5番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジン、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の21番、長田地区、白木峰町、長田町の農地21筆、17, 934㎡を、議案第8号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ、キャベツの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と繋がります。

議案第7号の22番、多良見地区、多良見町舟津の農地1筆、772㎡を、議案第8号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ミカンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の23番、飯盛地区、飯盛町後田の農地7筆、11, 125㎡、

議案第7号の24番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆1, 207㎡、計12, 332㎡を議案第8号の8番に使用貸借20年及び貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、カーネーションの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の25番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、703㎡、

議案第7号の26番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆1, 115㎡、

計 1, 818㎡を議案第 8 号の 9 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第 7 号の 27 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 3 筆、2, 703㎡を、議案第 8 号の 10 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第 7 号の 28 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 2 筆、2, 060㎡、

議案第 7 号の 29 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 3 筆、2, 981㎡、

の計 5, 041㎡を議案第 8 号の 11 番に使用貸借 10 年及び賃貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 7 号の 30 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 8 筆、6, 355㎡、

議案第 7 号の 31 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 4 筆、3, 195㎡、

計 9, 550㎡を議案第 8 号の 12 番に使用貸借 10 年及び賃貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 7 号の 32 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 2 筆、731㎡、

議案第 7 号の 33 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 3 筆、1, 621㎡、

計 2, 352㎡を議案第 8 号の 13 番に賃貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 7 号の 34 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 2 筆、1, 542㎡を、議案第 8 号の 14 番に賃貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 7 号の 35 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 1 筆、1, 125㎡を、議案第 8 号の 15 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 7 号の 36 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 1 筆、181㎡を、議案第 8 号の 16 番に賃貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 7 号の 37 番、飯盛地区、飯盛町後田の農地 3 筆、1, 922㎡を、議案第 8 号の 17 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の38番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、4,178㎡を、議案第8号の18番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の39番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、2,077㎡を、議案第8号の19番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の40番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1,911㎡を、議案第8号の20番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の41番、飯盛地区、飯盛町山口の農地7筆、15,480㎡を、議案第8号の21番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の42番、飯盛地区、飯盛町山口の農地4筆、6,358㎡、

議案第7号の43番、飯盛地区、飯盛町中山の農地4筆、11,600㎡、計17,958㎡を議案第8号の22番に使用貸借10年及び賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジン、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用と、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の44番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、4,727㎡を、議案第8号の23番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の45番、高来地区、高来町里の農地1筆、1,705㎡、

議案第7号の46番、高来地区、高来町里の農地1筆、1,498㎡、計3,203㎡を議案第8号の24番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、いちごの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の47番、小長井地区、小長井町新田原の農地1筆、1,227㎡を、議案第8号の25番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第8号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けてい

る、本野地区、本野町の農地2筆1, 946㎡について、議案第8号の26番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年5か月となっています。

以上 第7号議案の15番から47番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第8号議案の1番から26番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上です。

議 長 議案第7号の15番から39番、また、議案第8号の1番から19番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の15番から39番を許可し、議案第8号の1番から19番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の15番から39番を許可し、議案第8号の1番から19番を「意見なし」とすることに決定いたします。

次の議案第7号の40番、議案第8号の20番は、10番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番委員の退席を求めます。

(10番委員退席)

議 長 議案第7号の40番、議案第8号の20番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の40番を申出どおり許可し、議案第8号の20番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の40番を申出どおり許可し、議案第8号の20番を「意見なし」とすることに決定いたします。10番委員の入場を求めます。

(10番委員・入場→着席)

議 長 続きまして、議案第7号の41番から47番、また、議案第8号の21番から26番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の41番から47番を許可し、議案第8号の21番から26番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の41番から47番を許可し、議案第8号の21番から26番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。小野地区から2件、多良見地区から1件、合計3件出ています。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小江干拓地区から1件、有喜地区から3件、長田地区から2件、森山地区から1件、飯盛地区から6件、合計13件の通知が出ています。解約理由としましては、小江干拓地区の1件は都合により耕作できなくなったため、有喜地区の3件のうち2件は耕作者を変更するため、残りの1件は双方合意により、長田地区の2件は耕作者を変更するため、森山地区の1件は農地中間管理事業に取り組むため、飯盛地区の6件のうち5件は耕作者を変更するため、残りの1件は売買するためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、西栄田町の畑94㎡を道路用地にする交換の届出です。

2番、小船越町の畑168㎡を住宅用地にする売買の届出です。

3番、小豆崎町の畑2筆、計196㎡を駐車場用地にする贈与の届出です。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、飯盛町後田の畑1筆520㎡のうち192㎡に農業用倉庫を建設する届出です。

2番 飯盛町里の畑1筆1, 190㎡のうち72㎡に農業用倉庫を建設する届出です。

報告第5号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、小長井町井崎の畑1筆3, 141㎡のうち945㎡について、畑地嵩上する届出です。現在、畑に段差があり農作業が不安定で生産力も劣っているので、嵩上を行い、一枚畑として利用して生産性を高める目的です。工事後は青菜種を作付け、その後土地の肥沃化をもって、イモを作付する計画となっております。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

1番、多良見地区、多良見町化屋の農地1筆、868㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

2番、多良見地区、多良見町化屋の農地1筆、907㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

報告については以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

議長 「なし」と言う者あり

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。

議長 議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがあり

ました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	1件。
議案第2号	農地法第3条許可	11件。
議案第3号	農地法第4条許可	3件。
議案第4号	農地法第5条許可処分の取消願	1件。
議案第5号	農地法第5条許可	9件。
議案第6号	農地法第5条許可後の計画変更承認申請	1件。
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	47件。
議案第8号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	26件。

以上、審議件数は、全部で99件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第6回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)